

巻頭言

社会再生に向き合う社会福祉研究の課題

関西学院大学人間福祉学部長 牧里 毎治

東日本大震災は、阪神・淡路大震災を想像以上に上回る被害と混乱をもたらしただけでなく、大災害は計り知れない経済的、政治的、社会的課題を広く日本社会にもたらしたと思える。未曾有の大地震は、計り知れない被害を広く東日本一帯にもたらしたが、なによりも地震のみならず、想像を超えた大津波と深刻な原発被害を誘発させたという意味で日本社会の再生を問う課題も提起したように思う。多くの人命と財産を灰燼に帰してしまっただけでなく、地域復興と生活再建の見通しさえいまだに不透明で閉塞感は募るばかりである。とりわけ地震と津波による原子力発電所の被災が放射能漏れによる二次被害をもたらした影響は、大津波で根こそぎ破壊された地域再生とは異なる災害復興の難しさを物語っている。

被災地の復興と再建は、壊滅状態の地域社会では自治体づくりから再生しなければならないところもあったし、放射能漏れが危惧される地域では今後の見通しも立たぬままゴーストタウン化する懼れさえでてきている。地域再生と言っても容易なことではないが、被災地域に雇用や仕事を創出する経済復興の道のりはまだ遠い。被災地の被害状況にもよるが、生活に関わる福祉や介護、保育や教育などを仕事にできるように雇用需要を生み出すことが当面の社会福祉課題だろう。最終的には被災地で生産される商品を被災地以外の市民が購入できるように経済再建することが究極の支援

となるだろう。寄付やボランティア支援だけでなく、生活をささえる共同事業所や地場産業を育てる支援のための市民による社会的融資や社会的投資も求められている。

このように広域にわたる震災の被害の影響は、東日本の一部の被災にとどまるものではなく、日本社会全体に広く、深く傷を残すものになってしまった。今日の日本の生産システムは、日本列島全体に部品生産工場が分散し、分業と協業の体制のなかで操業しているので、一地域の生産ストップが日本経済全般に影響を及ぼしている。まさに根底から破砕された地域社会を再生する復興の取組は、東日本の被災地だけの問題ではなく日本社会、日本経済の問題なのである。被災地の生活再建、地域復興は、今後の数十年にわたる日本の社会再生に関わる経済・政治・文化に多大な影響を与える重大な課題であるだろう。

自然災害としては東北地方を中心に発生したわけだが、二次被害は東北だから深刻になったとは言えないだろうか。振り返ってみれば、歴史的に東北地方は帝国日本の礎を築く軍事国家の兵隊の徴集にかり出され、戦後は高度経済成長を下支えする若年労働力の集団就職や出稼ぎ労働者の供給源として利用されてきた。今日では首都圏の電力エネルギーの供給源として原発が建設され、そして事故を起こした人災であるともいえるのではないか。都市と農村の経済格差や差別意識を前提に

して成り立つ産業政策を垣間見る思いである。

さて、翻って社会福祉研究の課題を考えると、社会福祉政策やソーシャルワークは大震災で傷ついた日本社会をどのように回復させようとしているのだろうか。あるいは社会福祉政策の取組やソーシャルワークの実践は、どのような社会再生を目指して日常的に展開しているのだろうかという疑問が湧いてくる。階層格差と地域間格差の横行する社会に生活困窮している市民や差別と排除に苦しむ住民を戻すことが社会福祉政策や社会福祉実践なのか問われているように思う。「福祉から就労に」という自立支援、中間就労も非正規雇用とワーキングプアが横行する格差社会に生活困窮者を引き戻す支援が「福祉的就労」なのか、虐待され社会的に排除され差別されてきた要援助者を歪んだ不公正な社会に埋め直すことがソーシャルワークなのか立ち止まって考え直す必要がある。

東日本の大震災から復興・回復する先の地域社会は、従来のままの現状復帰の格差社会なのか、それとも次の時代を切り開いていく再生社会なのか。この問いは、社会福祉研究が目指している政策や実践の目標としている社会再生とは何なのかという問いかけを二重写しに見せてくれる。少なくとも社会福祉政策やソーシャルワークが成り立つ基盤としての社会とは何なのか、その認識だけでも洗い直してみる必要があるのではないだろうか。過疎過密の現状が変わらないまま限界集落にまで行き着いてしまうのはなぜなのか、幸福な家庭である家族集団がなぜ虐待と暴力の不幸な空間に変わってしまったのはなぜなのか、生活保護世帯の急増と非正規雇用の増大はなぜ起きるか、私たちの社会認識が歪んできているのではないだろ

うか。私たちが考えている以上に社会の変動は広く深く進んでいて、私たちの認識がそのスピードについて行けていないのではないだろうか、社会認識を改める必要がある。

福祉国家の揺らぎも経済のグローバル化に起因しており、金融も情報も人材も国際化している時代に求められている国家モデルが憲法 25 条の国籍条項に縛られた社会保障・社会福祉制度のままでもいいのか問われている。多文化共生を目指す国家モデルを掲げるならば、現行制度とは異なった社会保障・社会福祉システムを構想することになるだろう。地域社会に関わる自治会・町内会についていえば、空洞化しつつある地域組織を再構築するには世帯単位主義のジェンダー・バイアスのかかったままの組織論でいいのかという課題提起もある。ボランティア活動や NPO 活動にみられる担い手の多くは女性で個人単位で活動している現実を認識するなら、家族の形態と実態も世帯主義を超えていると再認識する必要があるだろう。しかし、そもそも社会福祉が捉える個人そのものにも歪みが生じているのではないかともいえる。エンパワーメントがソーシャルワークの目標のひとつに挙げられることもあるが、限定された援助の枠内に押し込められてはいないだろうか。社会福祉法は利用者主体を法的に認知したけれども、当事者主権の確立の議論にまでは届いていないようにみえるし、パターンリズムのなかでの自立支援に終わってはいないか、受益者を超える主権の再検討も求められている。いずれにせよ、大震災が問いかける社会再生の社会モデルとは何か、それに向き合う社会福祉研究が必要になってきているのである。